



平成 15 年 8 月 13 日

各 位

株式会社システム・テクノロジー・アイ  
代表取締役社長 松 岡 秀 紀  
(証券コード:2345)東証マザーズ  
東京都中央区銀座三丁目9番19号  
(お問い合わせ先)常務取締役管理本部長 白井 健司  
電話 03-5148-0400

## ストックオプションとして新株予約権を発行する件に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 8 月 13 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することの承認を求める議案を、平成 15 年 9 月 18 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会の議案に付議することを下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 株主以外の者に特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由  
当社の取締役、監査役、従業員及び契約インストラクターの業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため。
2. 新株予約権の目的たる株式の種類  
当社普通株式とする。
3. 新株予約権の目的たる株式の数  
合計 850 株（新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 1 株）を上限とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は、その効力発生の日をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数（以下「目的株式数」という。）を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。  
$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
  
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的株式数を調整することができる。
4. 新株予約権の総数  
合計 850 個を上限とする。
5. 新株予約権の発行価額  
無償で発行する。

## 6. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込価額」という。)は、次に定める新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額とする。

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(但し、取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格(以下「最終価格」という。)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。但し、新株予約権を発行する日の最終価格(当日に最終価格のない場合は、それに先立つ直近日の最終価格。)を下回る場合は、当該最終価格とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。

## 7. 新株予約権の行使期間

平成15年9月18日から平成22年9月17日までとする。

## 8. 新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権者が、新株予約権発行時において当社の取締役、監査役または従業員である場合、当該新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。但し、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。
- (2)新株予約権者が、新株予約権発行時において契約インストラクターである場合、当該新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社との間の講師業務に関する請負契約が存続していなければならない。
- (3)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

## 9. 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

## 10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

## 11. 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

(注)上記の内容については、平成15年9月18日開催予定の当社第7回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件と致します。

以上